

# 参 考 資 料

## 第1 平成24年度予算（案）事項別内訳

厚生労働省社会・援護局（援護関係）

| 事 項                               | 平成23年度<br>予 算 額 | 平成24年度<br>予 算 案 | 対前年度<br>増 減 額 | 備 考                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                   | 千円              | 千円              | 千円            |                                                                                                                                                                     |
| 社会・援護局（援護）計上分                     | 33,149,724      | 29,025,460      | ▲ 4,124,264   |                                                                                                                                                                     |
| （項）厚生労働本省共通費                      | 3,880           | 3,299           | ▲ 581         |                                                                                                                                                                     |
| 厚生労働本省一般行政に必要な経費                  | 3,880           | 3,299           | ▲ 581         |                                                                                                                                                                     |
| （項）遺族及留守家族等援護費                    | 28,754,086      | 24,836,038      | ▲ 3,918,048   |                                                                                                                                                                     |
| 遺族及留守家族等の援護に必要な経費                 | 28,754,086      | 24,836,038      | ▲ 3,918,048   |                                                                                                                                                                     |
| 援護審査会経費                           | 1,487           | 1,415           | ▲ 72          |                                                                                                                                                                     |
| 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行経費                 | 27,187,899      | 23,471,962      | ▲ 3,715,937   | 援護年金の支給<br>27,060百万円 → 23,370百万円                                                                                                                                    |
| 戦傷病者特別援護経費                        | 662,322         | 537,800         | ▲ 124,522     | 1 戦傷病者等の労苦継承事業の実施<br>（しよけい館の運営費）<br>164百万円 → 166百万円                                                                                                                 |
|                                   |                 |                 |               | 2 医療費の支給<br>394百万円 → 278百万円                                                                                                                                         |
|                                   |                 |                 |               | 3 特別援護費関係<br>・療養手当<br>月額 29,400円 → 29,400円<br>・葬祭費<br>単価 201,000円 → 201,000円                                                                                        |
| 未帰還者留守家族等援護経費                     | 25,293          | 23,859          | ▲ 1,434       | 葬祭料<br>単価 201,000円 → 201,000円                                                                                                                                       |
| 未帰還者に関する特別措置経費                    | 531             | 444             | ▲ 87          |                                                                                                                                                                     |
| 戦没者等の遺族等に対する特別給付金等の<br>支給事務に必要な経費 | 435,003         | 349,518         | ▲ 85,485      |                                                                                                                                                                     |
| 昭和館等に係る経費                         | 441,551         | 451,040         | 9,489         | 昭和館運営費 429百万円 → 438百万円                                                                                                                                              |
| （項）戦没者慰霊事業費                       | 2,233,658       | 2,033,789       | ▲ 199,869     |                                                                                                                                                                     |
| 戦没者遺骨処理等諸費                        | 1,766,271       | 1,566,816       | ▲ 199,455     |                                                                                                                                                                     |
|                                   |                 |                 |               | 1 遺骨帰還関連事業<br>①フィリピン ②東部ニューギニア<br>③ビスマーク・ソロモン諸島 ④パラオ<br>⑤インドネシア ⑥ミャンマー ⑦沖縄<br>⑧硫黄島 ⑨モンゴル<br>○旧ソ連地域(⑩ハバロフスク ⑪ザバイカル<br>⑫沿海 ⑬イルクーツク ⑭クラスノヤルスク<br>⑮ブリヤート共和国 ⑯カザフスタン共和国) |
|                                   |                 |                 |               | 2 慰霊巡拝<br>①フィリピン ②東部ニューギニア<br>③マーシャル・ギルバート ④マリアナ諸島<br>⑤トラック諸島 ⑥北ボルネオ<br>⑦中国 ⑧硫黄島<br>○旧ソ連地域(⑨ハバロフスク ⑩沿海<br>⑪ザバイカル ⑫イルクーツク)                                           |
|                                   |                 |                 |               | 3 慰霊碑の補修等                                                                                                                                                           |
|                                   |                 |                 |               | 4 遺骨・遺留品の伝達                                                                                                                                                         |
|                                   |                 |                 |               | 5 戦没者遺骨に係るDNA鑑定                                                                                                                                                     |
| 戦没者追悼式挙行等に必要な経費                   | 467,387         | 466,973         | ▲ 414         | 1 戦没者遺児による慰霊友好親善事業<br>283百万円 → 283百万円                                                                                                                               |
|                                   |                 |                 |               | 2 千島ヶ嶺戦没者墓苑結骨経費<br>47百万円 → 45百万円                                                                                                                                    |

| 事 項                      | 平成23年度<br>予 算 額 | 平成24年度<br>予 算 案 | 対前年度<br>増 減 額 | 備 考                                                                           |
|--------------------------|-----------------|-----------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (項) 中国残留邦人等支援事業費         | 1,848,245       | 1,727,981       | ▲ 120,264     |                                                                               |
| 中国残留邦人等の支援事業に必要な経費       | 1,848,245       | 1,727,981       | ▲ 120,264     |                                                                               |
| 中国残留邦人等に対する生活支援          | 809,605         | 781,221         | ▲ 28,384      | ・満額の老齢基礎年金等支給のための保険料の追納<br>301百万円 → 301百万円<br>・「支援・相談員」の配置<br>446百万円 → 422百万円 |
| 定着自立支援                   | 462,481         | 429,156         | ▲ 33,325      |                                                                               |
| 帰国受入支援                   | 534,061         | 481,225         | ▲ 52,836      | ・永住帰国見込世帯人員<br>22世帯82人 → 20世帯 63人<br>・一時帰国見込世帯人員<br>127世帯222人 → 118世帯 207人    |
| 身元調査等                    | 42,098          | 36,379          | ▲ 5,719       | ・訪中調査対象孤児数 24人 → 18人<br>・訪日調査対象者数 4人 → 3人                                     |
| 北朝鮮在住日本人配偶者の故郷訪問事業に必要な経費 | 0               | 0               | 0             |                                                                               |
| (項) 恩給進達等実施費             | 309,855         | 424,353         | 114,498       |                                                                               |
| 恩給進達及び人事資料の保管等に必要な経費     | 309,855         | 424,353         | 114,498       |                                                                               |
| 資料整備諸費                   | 255,860         | 375,553         | 119,693       |                                                                               |
| 支援関係人事等資料の保存・継承に関する検討経費  | 1,152           | 923             | ▲ 229         |                                                                               |
| 戦没者叙勲等の進達等に必要な経費         | 3,377           | 3,377           | 0             |                                                                               |
| 旧軍人遺族等恩給の事務処理に必要な経費      | 49,466          | 44,500          | ▲ 4,966       |                                                                               |

|                 |           |           |       |                     |
|-----------------|-----------|-----------|-------|---------------------|
| 社会・援護局(社会)計上分   | 9,190,044 | 9,196,450 | 6,406 |                     |
| (項) 生活保護費       | 9,190,044 | 9,196,450 | 6,406 |                     |
| 中国残留邦人等に対する生活支援 | 9,190,044 | 9,196,450 | 6,406 | ・中国残留邦人等に対する支援給付の実施 |
| (項) 地域福祉推進費     | 200億の内数   | 237億の内数   |       |                     |
| 中国残留邦人等に対する生活支援 | 200億の内数   | 237億の内数   |       | ・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施 |

| 事 項           | 平成23年度<br>予 算 額 | 平成24年度<br>予 算 案 | 対前年度<br>増 減 額 | 備 考 |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------|-----|
| 援護関係合計        | 42,339,768      | 38,221,910      | ▲ 4,117,858   |     |
| 社会・援護局(援護)計上分 | 33,149,724      | 29,025,460      | ▲ 4,124,264   |     |
| 社会・援護局(社会)計上分 | 9,190,044       | 9,196,450       | 6,406         |     |

## (参考) 平成24年度予算(案) 地方公共団体等予算事項別内訳

| 事 項                    | 平成23年度<br>予 算 額 | 平成24年度<br>予 算 案 | 対前年度<br>増 減 額 | 備 考                                                        |
|------------------------|-----------------|-----------------|---------------|------------------------------------------------------------|
|                        | 千円              | 千円              | 千円            |                                                            |
| 社会・援護局(援護)計上分          | 1,134,775       | 1,034,596       | ▲ 100,179     |                                                            |
| (項) 遺族及留守家族等援護費        | 460,842         | 423,183         | ▲ 37,659      |                                                            |
| (目) 遺族及留守家族等援護事務委託費    | 455,978         | 418,319         | ▲ 37,659      |                                                            |
| (目細) 戦傷病者戦没者遺族等援護事務委託費 | 68,749          | 68,653          | ▲ 96          |                                                            |
| (目細) 留守家族等援護事務委託費      | 32,317          | 31,856          | ▲ 461         | 1 留守家族等援護 122千円<br>2 未帰還者特別措置 133千円<br>3 戦傷病者特別援護 31,601千円 |
| (目細) 特別給付金等支給事務委託費     | 354,912         | 317,810         | ▲ 37,102      |                                                            |
| (目) 遺族及留守家族等援護活動費補助金   | 4,864           | 4,864           | 0             | 沖縄県                                                        |
| (項) 戦没者慰霊事業費           | 17,790          | 21,991          | 4,201         |                                                            |
| (目) 旧軍関係調査事務等委託費       | 3,187           | 3,017           | ▲ 170         |                                                            |
| (目細) 旧軍関係調査事務等委託費      | 3,187           | 3,017           | ▲ 170         |                                                            |
| (目) 遺骨帰還等委託費           | 14,603          | 18,974          | 4,371         | 沖縄県                                                        |
| (項) 中国残留邦人等支援事業費       | 620,776         | 554,055         | ▲ 66,721      |                                                            |
| (目) 遺族及留守家族等援護事務委託費    | 620,776         | 554,055         | ▲ 66,721      |                                                            |
| (目細) 特別給付金等支給事務委託費     | 439             | 439             | 0             |                                                            |
| (目細) 引揚者等援護事務委託費       | 620,337         | 553,616         | ▲ 66,721      | 「支援・相談員」の配置 421,887千円                                      |
| (項) 恩給進達等実施費           | 35,367          | 35,367          | 0             |                                                            |
| (目) 旧軍関係調査事務等委託費       | 35,367          | 35,367          | 0             |                                                            |
| (目細) 旧軍関係調査事務等委託費      | 5,462           | 5,462           | 0             |                                                            |
| (目細) 旧軍人遺族等恩給進達事務等委託費  | 29,905          | 29,905          | 0             | 1 旧軍人遺族等恩給進達関係 26,634千円<br>2 戦没者叙勲等進達関係 3,271千円            |

| 事 項                     | 平成23年度<br>予 算 額 | 平成24年度<br>予 算 案 | 対前年度<br>増 減 額 | 備 考                 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|---------------|---------------------|
| 社会・援護局(社会)計上分           | 9,190,044       | 9,196,450       | 6,406         |                     |
| (項) 生活保護費               | 9,190,044       | 9,196,450       | 6,406         |                     |
| (目) 生活保護費等負担金           | 9,190,044       | 9,196,450       | 6,406         |                     |
| (小事項) 中国残留邦人生活支援給付金     | 9,190,044       | 9,196,450       | 6,406         | ・中国残留邦人等に対する支援給付の実施 |
| (項) 地域福祉推進費             | 200億の内数         | 237億の内数         |               |                     |
| (目) セーフティネット支援対策等事業費補助金 | 200億の内数         | 237億の内数         |               | ・中国残留邦人等地域生活支援事業の実施 |

| 事 項           | 平成23年度<br>予 算 額 | 平成24年度<br>予 算 案 | 対前年度<br>増 減 額 | 備 考 |
|---------------|-----------------|-----------------|---------------|-----|
| 援護関係合計        | 10,324,819      | 10,231,046      | ▲ 93,773      |     |
| 社会・援護局(援護)計上分 | 1,134,775       | 1,034,596       | ▲ 100,179     |     |
| 社会・援護局(社会)計上分 | 9,190,044       | 9,196,450       | 6,406         |     |

## 第2 平成24年度 援護関係主要行事予定表（案）

| 主 要 行 事         | 24年4月   | 5月     | 6月 | 7月 | 8月     | 9月      | 10月    | 11月 | 12月   | 25年1月 | 2月 | 3月    |
|-----------------|---------|--------|----|----|--------|---------|--------|-----|-------|-------|----|-------|
| [式 典]           |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 千島ヶ淵戦没者墓苑拝礼式    |         | ○(28日) |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 全国戦没者追悼式        |         |        |    |    | ○(15日) |         |        |     |       |       |    |       |
| 援護事業功労者厚生労働大臣表彰 |         |        |    |    |        |         |        |     | ○(上旬) |       |    |       |
|                 |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| [慰霊事業]          |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 遺 骨 帰 還         |         | ← →    |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 慰 霊 巡 拝         |         | ← →    |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 遺 骨 伝 達         | ←       | →      |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
|                 |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| [中国孤児等対策]       |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 全国担当者会議         |         | ○      |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 孤児情報公開（肉親情報収集）  |         |        |    |    |        | ← 未定 →  |        |     |       |       |    |       |
| 訪日対面調査          |         |        |    |    |        |         | ← 未定 → |     |       |       |    |       |
|                 |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| [事務打合せ等会議]      |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 援護システム操作研修会     | ← 調整中 → |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| J Rシステム操作研修会    |         |        |    |    |        | ← 調整中 → |        |     |       |       |    |       |
| 援護関係施行事務研修会     |         |        | ○  |    |        |         |        |     |       |       |    |       |
| 社会・援護局関係主管課長会議  |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    | ○(上旬) |
|                 |         |        |    |    |        |         |        |     |       |       |    |       |

# 第3 昭和館について

昭和館は戦没者遺族に対する援護施策の一環として、戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世に伝えるための国立の施設です。(平成11年3月開設)

## 7階 常設展示室(戦中の人々の暮らし)

昭和10年頃から昭和20年(終戦)までの戦中における国民生活を伝える実物資料を展示

## 6階 常設展示室(戦後の人々の暮らし)

昭和20年(終戦)から昭和30年頃までの戦後における国民生活を伝える実物資料を展示

## 5階 映像・音響室

当時の記録写真、映像、ニュース映画、SPレコード等を収集コンピュータで検索して視聴できる。

## 4階 図・書 室

当時の国民生活を中心とした図書・雑誌を収集様々な目的に応じて、検索、閲覧ができる

## 3階 会議室

特別企画展などを開催

## 2階 広 場

憩いの場

## 1階 懐かしのニュースシアター

戦中・戦後の国民生活を再現する当時のニュース映画を毎日上映(番組は毎週変更)

### 特別企画展等(平成11年から毎年開催)

|                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 平成23年3月～5月       | ポスターに見る戦中・戦後             |
| 平成23年7月～8月       | 戦後復興までの道のりー配給制度と人々の暮らしー  |
| 平成23年11月～平成24年1月 | 写真にみる50年前の日本ーよみがえる昭和の情景ー |
| 平成24年3月～5月(予定)   | 昭和の紙芝居～戦中・戦後の娯楽と教育～(仮題)  |

### 巡回特別企画展(平成13年から毎年開催)

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 平成23年10月8日～16日                        | 語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(愛媛県) |
| 平成23年10月22日～10月30日                    | 語り伝えたい戦中・戦後の暮らし(山口県) |
| 平成24年 9月22日～30日(予定)<br>11月10日～18日(予定) | 富山県<br>京都府           |

|        |                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 場 所    | 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-6-1                                         |
| 開館時間   | 10:00～17:30 (入館17:00まで)                                           |
| 休 館 日  | 月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始                                         |
| アクセス   | 地下鉄「九段下駅」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)                                         |
| ホームページ | <a href="http://www.showakan.go.jp">http://www.showakan.go.jp</a> |

# 第4 しょうけい館について

## ●設置目的

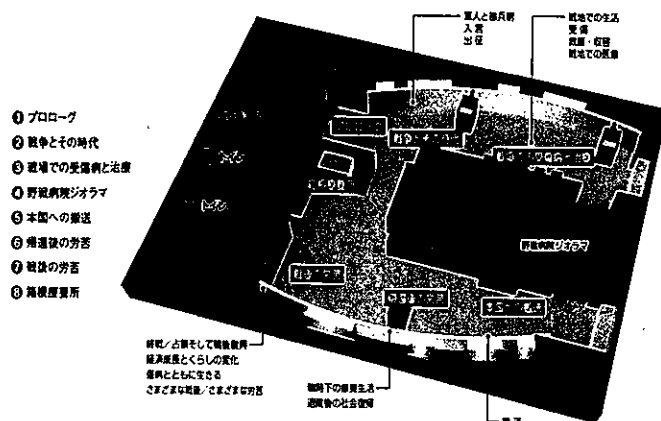
しょうけい館は、戦傷病者とそのご家族等の戦中・戦後に体験したさまざまな労苦についての証言・歴史的資料・書籍・情報を収集、保存、展示し、後世代の人々にその労苦を知る機会を提供する国立の施設です。(平成18年3月開設)

## ●事業の概要

- 1 展示事業 2 図書映像資料等閲覧事業 3 関連情報提供事業

### 《常設展示について》

体験者の証言を基に戦場で負傷したある兵士の足跡を辿る形で戦傷病者とその家族の労苦をお伝えします。



戦場スケッチ

### 《企画展について》

常設展示とは違った視点や内容等により、夏と春には企画展を開催し、それ以外の期間にはしょうけい館にて新規に制作した証言映像を中心とした企画上映会を開催しています。

| 企画展            |                                      |
|----------------|--------------------------------------|
| 平成23年3月～5月     | ひたすらに、ひたむきに生きて半世紀一戦傷病者とその家族が語る人生の歩みー |
| 平成23年7月～9月     | 戦害～失明傷病軍人がたどった戦中・戦後～                 |
| 平成24年3月～5月(予定) | がむしゃらに生きてー海洋船舶国家上田毅八郎のあゆみー(仮題)       |

| 企画上映会              |                                       |
|--------------------|---------------------------------------|
| 平成23年5月～6月・10月～12月 | 「戦傷病者の家族が語る労苦」(5月)                    |
|                    | 「激戦地での負傷」(6月)                         |
|                    | 「インパール・サイパン・シベリア抑留での傷病体験を語る」(10月・11月) |
|                    | 「戦争で片腕を失って」(12月)                      |

|         |                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------|
| 場 所     | 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-5-13共同ビル                                      |
| 開館時間    | 10:00～17:30(入館は午後17:00まで)                                           |
| 休 館 日   | 月曜日(祝日、振替休日のときはその翌日)、年末年始                                           |
| ア ク セ ス | 地下鉄「九段下」(東西線、半蔵門線、都営新宿線)                                            |
| ホームページ  | <a href="http://www.shokeikan.go.jp">http://www.shokeikan.go.jp</a> |

## 第5 戦傷病者特別援護法関係統計表

| 項 目 |                                       | 援 護 の 内 容                                                 | 摘 要                                   |
|-----|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 1   | 戦傷病者手帳の<br>交付（第4条）                    | 軍人軍属等で公務上の傷病により<br>一定程度の障害を有する者等に<br>交付                   | 交付人員 25,227人<br><br>(平成23年4月1日現在)     |
| 2   | 療養の給付又は<br>療養費の支給<br>(第10条、第17条)      | 公務上の傷病につき療養を必要と<br>する者に給付（支給）                             | 療養患者数 621人<br><br>(平成23年4月1日現在)       |
| 3   | 療養手当の支給<br>(第18条)                     | 1年以上の長期入院患者で傷病<br>恩給等の年金を受けていない者に<br>支給 (月額29,400円)       | 受給者 1人<br><br>(平成23年4月1日現在)           |
| 4   | 葬祭費の支給<br>(第19条)                      | 療養の給付を受けている者が死亡<br>した場合にその遺族に支給<br>(201,000円)             | 支給件数 8人<br><br>(平成22年度)               |
| 5   | 更生医療の給付<br>(第20条)                     | 職業能力等の回復、向上のための<br>手術が必要な者に給付                             | 給付件数 0件<br><br>(平成22年度)               |
| 6   | 補装具の支給及<br>び修理<br>(第21条)              | 一定程度以上の障害を有する者に<br>義肢、車椅子等を支給（修理）                         | 支給修理件数 265件<br><br>(平成22年度)           |
| 7   | 国立保養所への<br>収容<br>(第22条)               | 重度戦傷病者の国立保養所への<br>収容                                      | 入所者数 0人<br><br>(平成23年4月1日現在)          |
| 8   | 旅客会社等の<br>乗車船について<br>の無賃取扱い<br>(第23条) | 障害の程度により一定回数の旅客<br>会社等の乗車船について無賃扱い<br>にする<br>(予算措置は国土交通省) | 乗車券引換証交付人員<br>12,116人<br><br>(平成22年度) |
| 9   | 戦傷病者相談員<br>(第8条の2)                    | 戦傷病者の生活等の相談に応じ、<br>援護のために必要な指導を行う<br>(謝金 年額25,100円)       | 戦傷病者相談員数 719人<br><br>(平成23年10月1日現在)   |

## 第6 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針（概要）

### 1 戦後強制抑留者（以下「抑留者」という。）に係る強制抑留の実態調査

#### その他の措置（以下「実態調査等」という。）に関する基本的方向

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者（以下「民間団体等」という。）の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

### 2 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

#### （1）強制抑留下において死亡した抑留者（以下「抑留中死亡者」という。）についての調査（その埋葬された場所についての調査等を含む。）

- ・ 民間団体等の協力も得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者についての調査を進める。また、現在進めている登録カードを活用した照合調査を速やかに行う。さらに、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき国立公文書館への移管を進める。
- ・ 資料の特定に至った抑留中死亡者について、遺族の所在を引き続き調査し、得られた情報を遺族にお知らせする。

#### （2）抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還その他の必要な措置

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、平成27年度に向けて埋葬地の調査を引き続き行い、遺骨帰還事業を進める。
- ・ 遺族が判明する可能性がある場合、DNA鑑定を引き続き行い、DNA鑑定等により身元が判明した場合には、収容した遺骨及び遺留品を遺族にお渡しする。

#### （3）（1）又は（2）に掲げる措置と併せて行う抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、抑留者に係る強制抑留の実態に関する情報等の収集を引き続き行う。また、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律に基づき国立公文書館への移管を進める。

**3 抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項**

- ・ 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理並びに慰霊巡拝及び海外慰霊碑の建立・管理を引き続き行い、抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を引き続き推進する。
- ・ 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る。
- ・ 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との適切な連携を図る。

**4 実態調査等として行う措置のうち2及び3以外の措置の実施に関する基本的事項**

- ・ 関係省庁の取組（基本方針に具体的な定めのないものを含む。）を整理し、実施状況を適切に公表する。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、民間団体等の研究の促進に努める。

**5 実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項**

- ・ 必要な情報や意見の交換を行い、関係省庁が適切に連携協力して取り組む。

**6 実態調査等についての地方公共団体及び民間団体等との連携に関する基本的事項**

- ・ 地方公共団体と連携しつつ、民間団体等の協力を得て取り組む。

**7 その他実態調査等に関する重要事項**

- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

# 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針

〔平成 23 年 8 月 5 日  
閣 議 決 定〕

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成 22 年法律第 45 号。以下「特別措置法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、特別措置法第 2 条に定める戦後強制抑留者（以下「抑留者」という。）に係る問題のうち特別給付金の支給により対処するもの以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置（以下「実態調査等」という。）を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を以下のとおり定める。

## 1 実態調査等に関する基本的方向

### （１）これまでの経緯

- ・ 昭和 20 年 8 月 9 日以来の戦争の結果、同年 9 月 2 日以後、ソヴィエト社会主義共和国連邦（当時）（以下「旧ソ連」という。）又はモンゴル人民共和国（当時）（以下「モンゴル」という。）の地域において抑留された抑留者は、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって、劣悪な環境下で強制抑留され、多大な苦難を強いられ、その間において過酷な強制労働に従事させられた。昭和 21 年から昭和 33 年までの間に、旧引揚援護院、旧復員庁等において、旧ソ連又はモンゴルの地域から帰還した者に対する聴取り、留守家族から提出された未帰還届等に基づいて調査した結果、抑留者は約 57 万 5 千人、強制抑留下において死亡した抑留者（以下「抑留中死亡者」という。）は約 5 万 5 千人と推計している。
- ・ 抑留中死亡者については、昭和 21 年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法（昭和 34 年法律第 7 号）に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 一方、埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和 31 年 12 月 12 日の「日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言」（以下「日ソ共同宣言」という。）の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ また、旧ソ連と協議を行い、昭和36年から関係者遺族等による墓参を実施した。
- ・ 昭和63年7月1日には、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者の戦争犠牲による労苦について国民の理解を深めること等を目的として平和祈念事業特別基金（以下「平和基金」という。）が設立され、抑留者等に対して慰藉の念を示す事業を行った。
- ・ 平成3年4月18日には、「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（以下「日ソ協定」という。）が締結された。
- ・ 日ソ協定においては、抑留中死亡者の名簿の提出、埋葬地に関する資料の提出、遺骨及び所持品の引渡し、埋葬地の保存、慰霊碑の建立、墓参の実施等に関する措置が定められた。
- ・ 平成22年6月16日、抑留者の労苦を慰藉するための特別給付金を支給するための措置を講ずるとともに、併せて強制抑留の実態調査等に関する基本方針の策定について定めることを目的とする特別措置法が成立した。

## （２）実態調査等に関する基本的方向

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者（以下「民間団体等」という。）の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

## 2 次に掲げる措置の実施に関する基本的事項

### （１）抑留中死亡者についての調査（その埋葬された場所についての調査等を含む。）

#### ア これまでの取組

- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者については、昭和21年以降、帰還者の証言や情報等に基づき死亡公報が出され、また、死亡が不確実な者について、未帰還者に関する特別措置法に基づき戦時死亡宣告がなされてきた。
- ・ 埋葬地については大半が不明のままとなっていたため、昭和31年

の日ソ共同宣言の発効以降、埋葬地に関する資料や死亡状況の情報提供を旧ソ連に対して要請してきた。

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等に対して死亡者名簿等の情報提供を求め、死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供された。
- ・ 旧ソ連地域における抑留中死亡者は約5万3千人と推計しており、ロシア連邦等から提供された資料と死亡者名簿等の記録資料（以下「日本側資料」という。）との照合調査を進めている。
- ・ 平成21年3月には、資料が提供されていない約1万2千人及び照合調査によっても資料の特定に至らない約9千人の合計約2万1千人のデータをロシア連邦に提供し、更なる調査と資料の提供を要請した。
- ・ 平成22年4月までに、ロシア国立軍事古文書館（以下「古文書館」という。）が保有する抑留者登録カード（約70万枚、以下「登録カード」という。）が提供された。登録カードと日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに新たに1,854名の抑留中死亡者に関する資料を特定し、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は3万3,880人となった。
- ・ モンゴルにおける抑留中死亡者は約2千人と推計しており、平成3年以降、順次同国から名簿の提供を受け、日本側資料との照合調査を進め、平成22年度末までに資料の特定に至った抑留中死亡者は1,429名となった。
- ・ 照合調査の結果、資料の特定に至った抑留中死亡者について、地方公共団体の協力を得て、遺族の所在を調査し、遺族が判明した場合には、本籍地の都道府県を通じ、ロシア連邦等及びモンゴル国から得られた情報を遺族にお知らせしている。

## イ 措置の実施に関する基本的事項

- ・ 民間団体等の協力も得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、戦後70周年を迎える平成27年度に向けて、抑留中死亡者についての調査を進める。また、現在進めている登録カードを活用した照合調査を速やかに行う。さらに、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）に基づき国立公文書館への移管を進める。
- ・ 資料の特定に至った抑留中死亡者について、遺族の所在を引き続き調査し、得られた情報を遺族にお知らせする。

## **(2) 抑留中死亡者の遺骨及び遺留品についてのその収容及び本邦への送還 その他の必要な措置**

### **ア これまでの取組**

- ・ 日ソ協定に基づき、ロシア連邦等から死亡者名簿、埋葬地に関する資料が提供されたほか、平成3年度から遺骨帰還事業を実施し、埋葬地の調査を行い、収容可能と判断された埋葬地について遺骨を収容し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1万8,690柱の遺骨が帰還した。
- ・ モンゴル国においては、平成6年度から遺骨帰還事業を実施し、民間団体等の協力を得て、平成22年度末までに1,804柱の遺骨が帰還した。
- ・ また、平成15年度から、死亡者名簿等の記録資料から戦没者及び遺族を推定でき、遺族から適切な検体が提供され、遺骨から鑑定に有効なDNAが抽出できる場合には、DNA鑑定を行っている
- ・ 死亡者名簿等から推定できる関係遺族については、「戦没者遺族のDNA鑑定のお知らせ」を送付し、遺族からの申請に基づきDNA鑑定を行い、平成22年度末までに801柱の遺骨の身元が判明し、遺族が居住する都道府県を通じ、収容した遺骨を遺族にお渡ししている。
- ・ さらに、日ソ協定に基づき、ロシア連邦等の協力を得つつ、遺留品を収集し、遺族が判明した場合には、遺族が居住する都道府県を通じ、遺留品を遺族にお渡ししている。

### **イ 措置の実施に関する基本的事項**

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、平成27年度に向けて埋葬地の調査を引き続き行い、遺骨帰還事業を進める。
- ・ 遺族が判明する可能性がある場合、DNA鑑定を引き続き行い、DNA鑑定等により身元が判明した場合には、収容した遺骨及び遺留品を遺族にお渡しする。

## **(3) (1) 又は(2)に掲げる措置と併せて行う抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査**

- ・ 民間団体等の協力を得つつ、関係国政府との間の既存の枠組みに基づき、古文書館が保有する資料等の調査を引き続き行い、抑留者に係

る強制抑留の実態に関する情報等の収集を引き続き行う。また、抑留中死亡者に関する資料等については、公文書等の管理に関する法律に基づき国立公文書館への移管を進める。

### **3 抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項**

#### **(1) これまでの取組**

- ・ 平和基金では、昭和63年から、いわゆる恩給欠格者、抑留者、引揚者に対して慰藉の念を示す事業として、慰労金の支給事業、慰労品の贈呈事業、平和祈念展示資料館における資料の展示、慰霊碑の建立（千鳥ヶ淵）などを実施してきた。
- ・ 平和基金は、特別措置法の成立に伴い、平成22年9月末をもって、特別給付金支給事業以外の業務を全て終了した。
- ・ そこで、平和基金から承継した、労苦に関する資料の平和祈念展示資料館における展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理を行っている。
- ・ 旧ソ連地域等において、昭和36年から埋葬地が特定されている地域を中心に墓参を実施してきたが、平成15年度以降、埋葬地場所の特定の有無にかかわらず、各地方、州ごとに広く遺族の参加を求め、全ての遺族を対象として慰霊巡拝を実施した。
- ・ 平成7年7月31日に旧ソ連地域のハバロフスク市に、平成13年10月15日にモンゴル国のウランバートル市に戦没者慰霊碑を建立した。
- ・ 旧ソ連地域の中で遺骨帰還事業が実施できない地域（11地域）に小規模慰霊碑を建立した。

#### **(2) 措置の実施に関する基本的な事項**

- ・ 平和基金から承継した労苦に関する資料の展示及び慰霊碑（千鳥ヶ淵）の管理並びに慰霊巡拝及び海外慰霊碑の建立・管理を引き続き行い、抑留者の労苦の国民の理解及び後代の国民への継承並びに抑留中死亡者の追悼のための取組を引き続き推進する。
- ・ 戦中・戦後の労苦に関する資料の収集・展示を行う昭和館等の施設間の適切な連携を図る。

- ・ 抑留中死亡者の追悼のための民間団体等の取組との適切な連携を図る。

#### **4 実態調査等として行う措置のうち2及び3以外の措置の実施に関する基本的事項**

- ・ 関係省庁の取組（基本方針に具体的な定めないものを含む。）を整理し、実施状況を適切に公表する。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、民間団体等の研究の促進に努める。

#### **5 実態調査等についての関係行政機関相互間の連携協力体制の整備に関する基本的事項**

- ・ 必要な情報や意見の交換を行い、関係省庁が適切に連携協力して取り組む。

#### **6 実態調査等についての地方公共団体及び民間団体等との連携に関する基本的事項**

- ・ 地方公共団体と連携しつつ、民間団体等の協力を得て取り組む。

#### **7 その他実態調査等に関する重要事項**

- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

## 第7 中国残留邦人等の数

(平成24年2月1日現在)

### 1 中国残留邦人の状況

#### (1) 孤児の肉親調査

孤児総数 2, 817人  
うち身元判明者 1, 284人

#### (2) 永住帰国の状況

永住帰国者の総数 6, 669人 (家族を含めた総数 20, 833人)  
うち孤児 2, 551人 ( " 9, 364人)  
うち婦人等 4, 118人 ( " 11, 469人)

(注) 孤児世帯の中に夫婦とも孤児の者が4世帯いるので、帰国世帯数は、孤児2, 547世帯、  
婦人等4, 118世帯、計6, 665世帯である。

#### (3) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 5, 841人 (家族を含めた総数 9, 765人)  
うち孤児 1, 309人 ( " 2, 567人)  
うち婦人等 4, 532人 ( " 7, 198人)

### 2 樺太等残留邦人の状況

#### (1) 永住帰国の状況

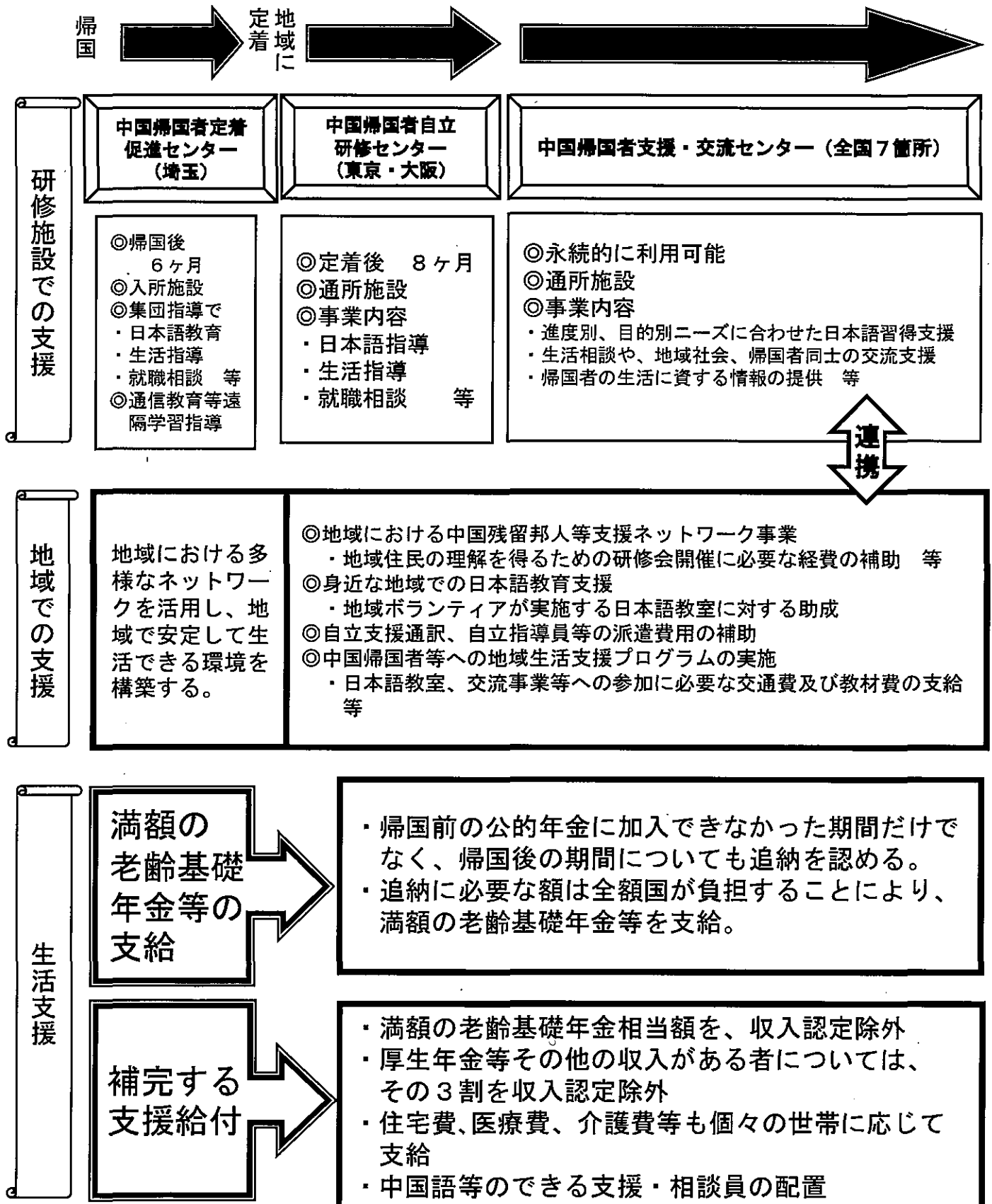
永住帰国者の総数 100人 (家族を含めた総数 252人)  
うち樺太 80人 ( " 203人)  
うち旧ソ連本土 20人 ( " 49人)

(注) 永住帰国者世帯の中には、残留邦人である家族が5人いるので、残留邦人の帰国世帯総数は  
95世帯である。

#### (2) 一時帰国の状況

一時帰国の延人数 2, 000人 (家族を含めた総数 2, 798人)  
うち樺太 1, 771人 ( " 2, 413人)  
うち旧ソ連本土 229人 ( " 385人)

## 第8 中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート



## 第9 中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧

平成22年2月1日現在

### ○中国帰国者定着促進センター（1カ所）

| 名 称           | 所 在 地                   | 開 設 年 月 日 |
|---------------|-------------------------|-----------|
| 中国帰国者定着促進センター | 〒359-0042<br>所沢市並木6-4-2 | 昭59. 2. 1 |

### ○中国帰国者自立研修センター（2カ所）

| 名 称              | 所 在 地                                                | 開 設 年 月 日 |
|------------------|------------------------------------------------------|-----------|
| 東京都中国帰国者自立研修センター | 〒162-8953<br>新宿区神楽河岸1-1<br>東京都セントラルプラザ5階 東京都社会福祉協議会内 | 昭63. 7. 1 |
| 大阪府中国帰国者自立研修センター | 〒542-0065<br>大阪市東淀川区柴島3-10-19                        | 昭63. 6. 1 |

### ○中国帰国者支援・交流センター（7カ所）

| 名 称                     | 所 在 地                                         | 開 設 年 月 日  |
|-------------------------|-----------------------------------------------|------------|
| 北海道中国帰国者支援・交流センター       | 〒060-0002<br>札幌市中央区北2条西7-1<br>北海道社会福祉総合センター3階 | 平19. 8. 1  |
| 東北中国帰国者支援・交流センター        | 〒980-0014<br>仙台市青葉区本町3-7-4<br>宮城県社会福祉会館       | 平19. 8. 1  |
| 中国帰国者支援・交流センター          | 〒110-0015<br>台東区東上野1-2-13<br>カーニープレイス新御徒町6階   | 平13. 11. 1 |
| 東海・北陸中国帰国者<br>支援・交流センター | 〒461-0014<br>名古屋市東区檀木町1-19<br>日本棋院中部会館6階      | 平18. 9. 1  |
| 近畿中国帰国者支援・交流センター        | 〒530-0026<br>大阪市北区神山町11-12                    | 平13. 11. 1 |
| 中国・四国中国帰国者<br>支援・交流センター | 〒732-0816<br>広島市南区比治山本町12-2<br>広島県社会福祉会館内     | 平18. 9. 1  |
| 九州中国帰国者支援・交流センター        | 〒810-0044<br>福岡市中央区六本松1-2-22<br>福岡県社会福祉センター内  | 平16. 6. 1  |